

○性格等に関する運転適性検査実施要綱の制定について

(平成 30 年 4 月 27 日例規第 17 号／神運教発第 39 号)

改正 令和元年 6 月 17 日例規第 16 号神総発第 114 号 令和 3 年 9 月 17 日例規第 43 号神務発第 909 号  
令和 6 年 3 月 26 日例規第 19 号神務発第 385 号

この度、別添のとおり性格等に関する運転適性検査実施要綱を制定し、平成 30 年 5 月 6 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察交通安全センター規程の制定について(昭和 60 年 12 月 12 日 例規第 48 号、神交企発第 382 号、神免発第 401 号、神試発第 184 号)は、廃止する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、性格等に関する運転適性検査(以下「運転適性検査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運転適性検査の種類)

第 2 条 運転適性検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 運転者の性格等に関する検査(動作の正確さ、動作の速さ、精神的活動性、衝動抑制性及び情緒安定性に関する検査をいう。)
- (2) 運転者の動作機能に関する検査(以下「機器テスト」という。)
- (3) 運転者の模擬運転体験による検査(以下「模擬運転テスト」という。)

(運転適性検査の方法)

第 3 条 運転適性検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 運転者の性格等に関する検査は、科学警察研究所が編集したペーパーテストによる。
- (2) 機器テストは、CRT 運転適性検査機による。
- (3) 模擬運転テストは、運転シミュレーターによる。

(運転適性検査の対象者)

第 4 条 運転適性検査の対象者は、自動車の運転者又はこれから自動車の運転免許を受けようとする者とする。

(運転適性検査の受付)

第 5 条 運転適性検査を受けようとする者(以下「依頼者」という。)については、運転適性検査依頼書(第 1 号様式)を提出させるものとする。

(検査担当者)

第 6 条 運転適性検査は、心理学に関する専門的な教養を受けた者(以下「検査担当者」という。)が実施するものとする。

(検査結果の通知及び指導)

第7条 交通部交通総務課長(以下「交通総務課長」という。)は、運転適性検査を実施したときは、運転適性検査結果通知書(個人用)(第2号様式)又は運転適性検査結果通知書(団体用)(第3号様式)により依頼者に通知するものとする。

2 交通総務課長は、運転適性検査の結果に基づき依頼者に対し、安全運転に必要な指導を行うものとする。

(出張による検査)

第8条 交通総務課長は、運転適性検査の依頼を受けた場合において出張して行うことが適当と認められるときは、検査担当者を出張させて行わせることができる。

(秘密の保持)

第9条 検査担当者は、検査の結果を関係者以外の者に漏らしてはならない。

附 則

附 則(令和元年6月17日例規第16号神総発第114号)

附 則(令和3年9月17日例規第43号神務発第909号)

附 則(令和6年3月26日例規第19号神務発第385号)

第1号様式(第5条関係)

運転適性検査依頼書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

運転適性検査結果通知書(個人用)

[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

運転適性検査結果通知書(団体用)

[別紙参照]

第1号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

運 転 適 性 検 査 依 頼 書

年 月 日

神奈川県警察本部長 殿

依頼者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体の場合〕  
は、名称及び代表者氏名

電 話

次のとおり性格等に関する運転適性検査を依頼します。

検 査 の 日 時	年 月 日 午 時 分
検 査 の 種 類	
検査を受ける者の住所、氏名、年齢、職業 〔団体の場合は、別紙とする。〕	

第2号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

神交総発第 号  
年 月 日

殿

神奈川県警察本部交通部交通総務課長

運 転 適 性 検 査 結 果 通 知 書（個人用）

年 月 日に実施した運転適性検査の結果について、次のとおり通知します。

記

添付資料

- 1 ペーパーテストの結果
- 2 機器テストの結果
- 3 模擬運転テストの結果

殿

神奈川県警察本部交通部交通総務課長

運 転 適 性 検 査 結 果 通 知 書（団体用）

年 月 日から 年 月 日までに実施した 人に対する運  
転適性検査の結果について、次のとおり通知します。

記

1 ペーパーテスト及び機器テスト

(1) 検査の正確率

この検査は、心理学を応用したもので、その正確率（妥当性）は、おおむね80パーセント程度とされています。たとえ、運転に不向き（総合判定値1）と判断された者であっても運転免許の効力に何ら影響を及ぼすものではありません。したがって、この検査の結果をもって、直ちに運転の禁止や配置転換を行うことなく、過去の違反、事故事例等と合わせて総合的に判断してください。

(2) 総合判定値並びに性能別判定値及び種目別判定値

この検査は、運転免許の性格から平均的な人が持っている適性を基準として判定しているため、運転に不向きであるとする判定はごくわずかです。総合判定値、性能別判定値又は種目別判定値の個々の部分においてそれぞれ低い（劣る）判定を受ける者あるいは総合判定値において高い（優れた）判定を受けながら、性能別判定値又は種目別判定値の個々の部分において低い（劣る）判定を受ける者がいます。総合判定値において低い（劣る）判定を受けた者はもちろん性能別判定値又は種目別判定値の個々の部分において低い（劣る）判定を受けた者には、その欠陥を具体的に指摘し、その者に応じた指導を行うようにしてください。

2 模擬運転テスト

この検査は、自動車の模擬運転装置を使用するため、実際に自動車を運転する場合と比較すると若干相違する点があります。この結果をもって、直ちに自動車の運転に結びつけて判断することは問題が残ります。したがって、安全教育に活用する場合には、この結果を参考にして実際の運転上の癖あるいは技能的欠陥等をできるだけ多く発見し、指摘して自覚矯正させることが大切であるといえます。

3 添付資料

(1) 管理者用

- ア ペーパーテスト及び機器テストの結果
- イ 模擬運転テスト個人別一覧表

(2) 個人用

- ア ペーパーテストの結果
- イ 機器テストの結果
- ウ 模擬運転テストの結果

4 その他

この運転適性検査に関する質問がある場合は、次のところにお問い合わせください。  
神奈川県警察本部交通部交通総務課 交通心理分析係  
電話 045-211-1212（内線 785-442）